

第3期事業の課題

1 まちの中心部における魅力ある緑化の推進

○質の不足<課題1>

・多くの県民の目に留まる駅周辺やシンボル道路沿道、校庭等の公的空間に、魅力的な緑地が少ない

第3期(H28~R1)緑化区分別件数、事業費

緑化区分	件数	事業費(百万円)
一般緑化	406 (47%)	812 (42%)
校庭の芝生化	93 (11%)	166 (9%)
ひろばの芝生化	188 (20%)	359 (19%)
駐車場の芝生化	172 (20%)	549 (27%)
屋上・壁面緑化	4 (1%)	9 (1%)
都心緑化	2 (1%)	45 (2%)
計	865 (100%)	1,939 (100%)

○量の不足・緑の偏在<課題2>

・人口集中地区全体では目標達成に向け順調に緑が増加しているものの、地域によっては緑が偏在している(市街化区域においても同様の傾向)

緑地率(R2) 人口集中地区:24.6%(R7目標:25%)、市街化区域:30.3%

・市町別の人口集中地区緑地率

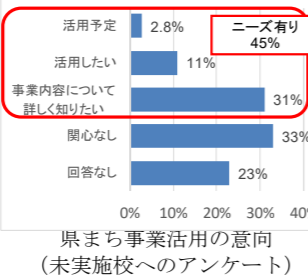
神戸地域	緑地率(%)	阪神地域	緑地率(%)	播磨地域	緑地率(%)	その他地域	緑地率(%)
兵庫区	9.0	尼崎市	18.8	播磨町	17.0	豊岡市	15.1
中央区	10.9	西宮市	20.3	高砂市	18.2	洲本市	17.4
東灘区	14.9	芦屋市	21.3	加古川市	21.2		

・まちの中心部では100㎡(現行の個人・法人の最小補助面積)の土地があれば、建築敷地として活用され緑化が進まない

2 校庭の芝生化の推進<課題3>

・県内校庭(幼稚園、保育所、認定こども園、小学校)の芝生化率は第3期目標24%に対し18.2%に留まる

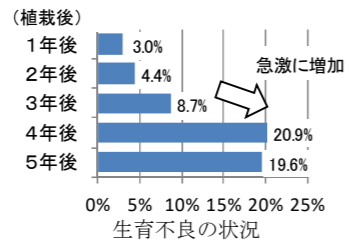
・ニーズはあるが、事業が十分認知されておらず、維持管理への不安もあり、事業化に至らない



・補助限度額の範囲(最大1,600㎡)では、校庭全体(平均3,000㎡)を整備できず、事業が2か年に亘り、手間が掛かる

3 植栽後の生育不良の改善<課題4>

・植栽後3年以降に急増する生育不良への対応が必要
・専門知識のない住民団体による維持管理は限界



第4期の方針

・花緑検討小委員会の評価検証等を踏まえ、第3期事業の枠組みを維持し、住民団体等が行う緑化活動を支援
・県民が緑の効果を実感できる駅周辺や校庭の芝生化など、公的空間でのシンボル性の高い緑化を推進
・都市環境改善や防災性の向上を図るため、緑が不足・偏在するまちの中心部(人口集中地区)での緑化を推進

目標 - 第4期の目標 -

- ① 住民団体による緑化活動の推進 ⇒ 800団体/5年(第1期~第3期実績相当)
- ② まちの中心部における緑化面積 ⇒ 35ha/5年(人口集中地区の緑地率の目標25%達成に必要な面積)
- ③ 人口集中地区以外の緑地の偏在解消等による緑化面積 ⇒ 30ha/5年(人口集中地区と同等規模)
- ④ 校庭の芝生化の推進 ⇒ 250校庭/5年(県内全幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の29%を芝生化 全国最高水準の東京都並み(都公立幼稚園、小学校29%(R2))

内容 - 第4期の施策 -

○県民まちなみ緑化事業の推進【所要額 年間6.4億円、5年(R3~7):32億円】

・引き続き県民まちなみ緑化事業により住民団体等の緑化活動を支援(公共施設等の新設に伴う緑化は補助対象外)

対象者	対象区域	事業メニュー	最小補助面積		補助対象経費	補助限度額	補助率	所要額[年]	
			人口集中地区	人口集中地区外					
住民団体	・都市計画区域 ・緑条例「さとの区域」及び「まちの区域」等 ・校庭の芝生化は県内全域	一般緑化	30㎡	30㎡	・緑化資材費(プランター含む) ・施工費等 ※市町が実施する花壇整備を含む	4,000千円(㎡単価8,000円※) ※プランター緑化の場合300千円/個 拡充② <花壇整備> 拡充③ 補助限度額の範囲内で市町が実施(補助率1/2)	10/10	5.9億円	
		まちなみ花壇(拡)	30㎡	30㎡					
		校庭の芝生化	30㎡	30㎡	・緑化資材費 ・施工費等	4,000千円→8,000千円 拡充④ <初期施設等費用加算> 1,000→2,000千円 拡充④ 現行 井戸 ホップアップスプリンクラー 上限1,000千円 [1,000円/㎡×1,000㎡] 拡充後 井戸 上限600千円 ホップアップスプリンクラー 上限1,400千円 [700円/㎡×2,000㎡]	10/10		
		ひろばの芝生化	100㎡ →30㎡ 拡充①	100㎡					4,000千円
		駐車場の芝生化							3,750千円
屋上・壁面緑化	2,500千円又は750千円								
個人・法人	・市街化区域 ・用途地域指定区域 ・緑条例「まちの区域」等 ・校庭の芝生化は県内全域	一般緑化	100㎡ →30㎡	100㎡	・住民団体と同じ	2,500千円(校庭の芝生化以外) (屋上・壁面緑化は2,500千円又は750千円) ※一般緑化のうちプランター緑化150千円/個 拡充② 校庭の芝生化 拡充③ 2,500千円→5,000千円(下記加算により6,000千円) <初期施設等費用加算> 500千円→1,000千円	1/2	0.5億円	
		校庭の芝生化							
		ひろばの芝生化							
		駐車場の芝生化							
屋上・壁面緑化	拡充①								
協議会	人口集中地区	都心緑化	1,000㎡		・緑化資材費、施工費等	25,000千円	1/2	0.5億円	

<改善1> シンボル性の高い都心緑化事業の推進

・実施主体となる協議会を設立しやすいように、協議会事業費に市町補助金の支出を認めるなど、市町の協議会への積極的な関与を促す
・整備済みの駅前広場やシンボルロード沿道(歩道)において、協議会が追加で整備する緑化は補助対象とする

<改善2> まちの中心部での緑化推進のための要件緩和

・人口集中地区での緑化の最小補助面積を100㎡から30㎡に引き下げ(拡充①)
・駅前空間や商店街などで、潤いのある豊かな緑化空間を創出するため、プランターや木製デッキ、椅子、ライトアップ機器等の緑化空間を構成する緑化資材については補助限度額の範囲内で、㎡限度額によらず実費相当額を補助(住民団体:30万円/個、個人・法人:15万円/個)(拡充②)
・まちなかの県民の目に留まる駅前広場等において市町が整備した花壇で住民団体等が行うシンボリックな緑化(花苗含む)を実施(拡充③)

<改善3> 子育てに寄与する校庭の芝生化の推進

・校庭を一度に全面芝生化できるように、補助限度額を県内校庭の平均面積相当(3,000㎡)に引き上げ(住民団体:400万円→800万円、個人・法人:250万円→500万円)(拡充④)
・維持管理費の負担軽減のため、補助限度額の見直しを踏まえ、校庭の芝生化における初期施設等費用加算の上限額を引き上げ(拡充④)(住民団体:上限100万円→上限200万円(井戸:60万円[実費相当]、スプリンクラー:140万円[2,000㎡相当])、個人・法人:住民団体の1/2)

<改善4> 緑の維持・保全のための支援の充実

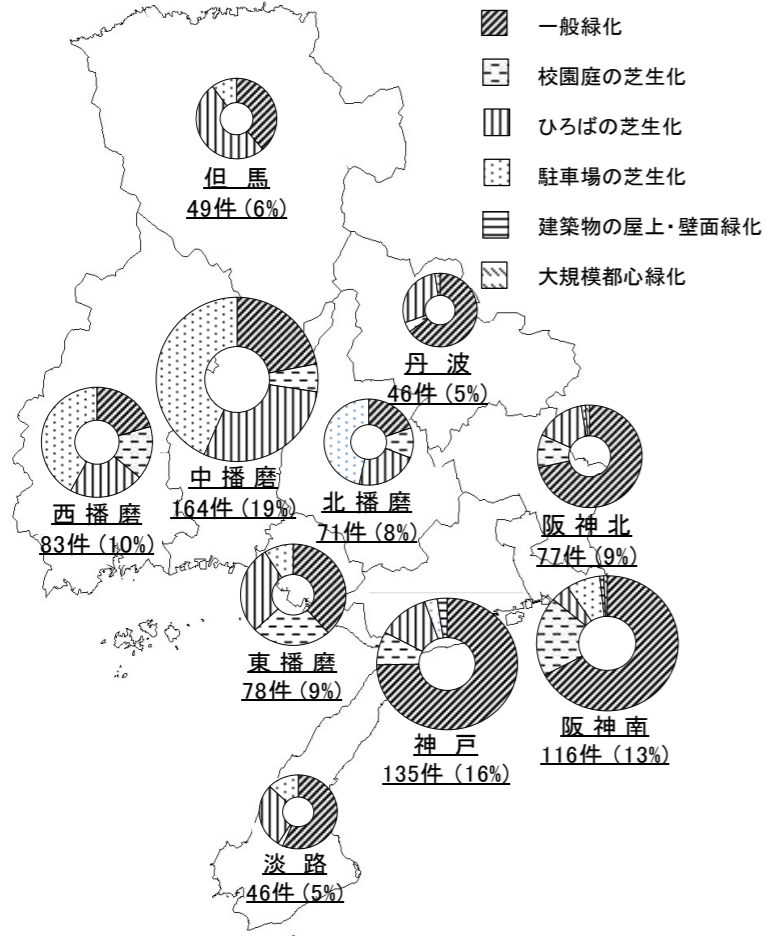
・植栽後の造園業者による実技ワークショップ(剪定、薬剤散布、土壌改良)を新たに制度化し(10万円/件)、現行の支援策(植栽前の講習会(座学)、維持管理報告書の提出、緑のパトロール隊による巡回指導)とあわせ、切れ目ない支援により良好な生育を維持
・住民団体等による継続的な維持管理が困難な場合、一定期間(植栽後5年)を経過したものは、市町や施設管理者に引き継ぐことを認める

県民まちなみ緑化事業（第3期）評価・検証（概要）

効果1 緑の量的拡大

- 第3期では、平成28年度～令和元年度の4ヶ年で865件、約2,286百万円の補助を実施し、約52haを緑化
- 第1期からの累計では、14ヶ年(H18～R1)で2,749件、約7,149百万円の補助を実施し、約178haを緑化
- 神戸・阪神南・阪神北・丹波・淡路地域では一般緑化、東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・但馬では芝生化（校庭、ひろば、駐車場）の実施割合が高い。
- 都市部（神戸・阪神・東播磨の各市町+姫路市）の補助件数は483件あり、全県の56%を占める。

〔図 地域別事業実績：平成28～令和元年度〕



効果2 緑の質的向上

①緑が本来持つ公益的な効果に加え、②緑の活用による波及的な効果が創出されている

① 緑が本来持つ公益的な効果		② 緑の活用による波及的な効果	
環境効果	ヒートアイランド現象緩和効果 ・芝生化箇所の表面温度が約13℃低下、緑陰内体感温度（暑さ指数）が約2℃低下  [校庭芝生化による表面温度の低下 (50℃→37℃)] 二酸化炭素低減効果 ・26万本の植樹により5年間で約8,195トンの二酸化炭素を吸収（ガスタンク約316基、公園約767ha分の吸収量に相当） ※その他、防塵、大気浄化、騒音防止効果など	環境学習効果 ・自ら芝張りや植樹を行うことにより、自然のすばらしさを再認識できる機会を創出 ・子どもたちが生き物や自然環境に興味をもったと実感した学校の割合42% ^{※2}  [園児・父兄等による植栽]	
	景観向上効果 ・緑視率上昇による景観の質の向上 ・事業箇所の景観向上を実感する割合49% ^{※1}  [緑視率の上昇 (1%→30%)]		教育環境向上効果 ・緑が増え環境が良くなったと実感した割合78% ^{※2} ・砂埃が軽減されたと実感した割合62% ^{※2} 運動能力向上効果 ・児童のけがの減少効果59% ^{※2} 、外遊びの増加43% ^{※2}
防災効果	都市の水害発生リスク低減効果 ・地表面の緑化により雨水等の浸透面積が約64ha、浸透容量が30,827 m ³ /h（25mプール86杯分）増加 樹木による延焼防止効果 ・火災の影響を受けない3.5mの安全な区域が約4.1km増加 	コミュニティ形成効果 ・自治会、老人クラブ、幼稚園等の地域住民間の交流機会の増加 ・約200件/年の住民団体が緑化活動を実施  [維持管理活動を行う地域住民]	
	地域核創出効果 地域文化と関連の深い緑化により、市民が地域の伝統・文化を共有する場として親しまれている。  [エドヒガンザクラの植樹(川西市)]  [市の木オシダの沿道緑化(尼崎市)]		

※1：緑化箇所の利用者、管理者等へのアンケート調査 ※2：校庭の芝生化状況調査

方法 事業効果の評価・検証方法

- 事業効果の評価・検証にあたり下記調査を実施
 - ・サーモグラフィ調査：緑化箇所と非緑化箇所を比較し、表面温度がどの程度低下しているかを調査
 - ・暑さ指数調査：①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標により、緑陰（緑化箇所）と非緑化箇所を感じる暑さの違いを調査
 - ・緑視率調査：緑化前と緑化後を比較し、緑視率（景色の中に緑が見える割合）の増加が景観へ与える影響を調査
 - ・事業実施者へのヒアリング、アンケート調査 ほか

- まちづくり審議会に花緑検討小委員会（委員長：平田富士男 県立大大学院教授）を設置し、評価・検証
 [委員会の開催状況]
 第1回：H31. 3. 26 評価検証方法の検討
 第2回：R1. 7. 30 評価検証事項の検討
 第3期事業の実施状況の検証
 第3回：R1. 10. 31 第3期事業の評価検証
 報告書（素案）作成
 第4回：R2. 2. 7 報告書（案）作成

	第1期			第2期			第3期				合計		
	小計	住民団体	個人	小計	住民団体	個人	H28	H29	H30	R元	小計	住民団体	個人
一般緑化	476	432	44	495	457	38	119	93	92	102	406	391	15
校庭の芝生化	174	174	0	157	156	1	25	28	19	21	93	91	2
ひろばの芝生化	-	-	-	134	126	8	47	52	40	49	188	181	7
駐車場の芝生化	239	15	224	128	79	49	33	28	48	63	172	153	19
屋上・壁面緑化	56	0	56	25	0	25	1	0	2	1	4	1	3
大規模都心緑化	-	-	-	-	-	-	1	0	0	1	2	2	0
合計(件)	945	621	324	939	818	121	226	201	201	237	865	819	46
緑化面積(ha)	61	48	13	65	60	5	14	14	11	13	52	49	3
事業費(百万円)	2,628			2,235			617	515	512	643	2,286		